ニ　潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であって、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもののうち、次のいずれかに該当するもの
（一）水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径一〇メートルの水柱内に潜水艇を移動することができるもの
（二）水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径一〇メートルの水柱内に潜水艇を保持することができるもの
（三）海底又は海底下にあるケーブルに沿って移動する際に、ケーブルから一〇メートル以内に潜水艇を保持することができるもの

四十九　排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、ガスタービンエンジン、ガスタービン発電機、推進電動機又は減速装置から発生する五〇〇ヘルツ未満の周波数の音響又は振動を減少するもののうち、複合型の防音台からなり、かつ、中間のマスの重量がその上に設置される装置の重量の三〇パーセントを超えるもの
ロ　排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であって、伝動装置に使用できるように設計したもの

五十　前条第五号若しくはこの条第二十六号、第四十八号若しくは前号に掲げる物資に係る技術又はこれらの物資の部分品、試験装置、検査装置若しくは製造装置に係る技術その他関連技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体

［削る］

第七条　検査法施行令別表の六の項（二）、（十三の二）、（十三の三）、（十四）、（二十二）、（二十三）及び（三十一の二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　検査法施行令別表の六の項（二）に定めるもの　まぐろ
二　検査法施行令別表の六の項（十三の二）に定めるもの　つづれ織物（アメリカ合衆国通貨五〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。）
三　検査法施行令別表の六の項（十三の三）に定めるもの　磁器製の食卓用品（アメリカ合衆国通貨一〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。）
四　検査法施行令別表の六の項（十四）に定めるもの　食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のもの及び身辺用模造細貨類
五　検査法施行令別表の六の項（二十二）に定めるもの　放送用のもの
六　検査法施行令別表の六の項（二十三）に定めるもの　スノーモービル（アメリカ合衆国通貨二、〇〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。）
七　検査法施行令別表の六の項（三十一の二）に定めるもの　身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品及び水泳用又は水遊び用のプール並びに履物（スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの（サイクリングシューズを除く。）に限る。）に限る。）